

## 定款・規則の改正及び制定について

### 1. 趣旨

2022年6月3日に「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）が成立し、同年6月10日に公布され、2023年6月1日に施行されました。

改正法は金融のデジタル化に対応し、安定的・効率的な制度を構築することを目的とし、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）のほか、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）、銀行法等が対象となっています。資金決済法では、いわゆるステーブルコインと呼ばれるデジタル資産のうち、法定通貨と価値の連動を目指すものが「電子決済手段」として新たに定められるとともに、電子決済手段を発行する資金移動業者及び特定信託会社並びに電子決済手段の取引を業として行う電子決済手段等取引業者に対する規制が導入されました。また、金商法では、電子決済手段を用いたデリバティブ取引について、暗号資産を用いたデリバティブ取引と同様に、金融商品取引法上の規制が整備されました。

当協会では、これまでブロックチェーン上で発行・流通している暗号資産に関する取引を自主規制活動の対象としてきた経緯に鑑み、資金決済法に基づく認定資金決済事業者協会及び金商法に基づく認定金融商品取引業協会として、同じくブロックチェーン上で発行・流通される電子決済手段に関する取引を自主規制活動の対象に加えるべく必要な認定申請を目指しています。

これらに対応するため、定款、基本規則及び自主規制規則の改正並びに電子決済手段に係る自主規制規則を新たに制定いたします。

### 2. 改正及び制定の骨子

上記1の趣旨に従い、以下の改正及び制定を行います。

#### ■定款

- ・定款の一部改正

#### ■基本規則

- ・定款の施行に関する規則の一部改正
- ・自主規制規則定義集の一部改正
- ・自主規制基本指針の一部改正

- ・ 会員の資格及び届出に関する規則の一部改正
- ・ 会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則の一部改正

#### ■ 資金決済に関する法律関連自主規制規則

- ・ 暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・ 財務健全性指数の算定に関する細則の一部改正
- ・ 暗号資産の取扱いに関する規則第 5 条第 7 項、電子決済手段の取扱いに関する規則第 5 条第 5 項、デリバティブ関連取扱暗号資産等に関する規則第 5 条第 7 項及び電子決済手段の発行に関する規則第 14 条第 5 項に基づく判断についての不服申立てに関する規則の一部改正
- ・ 電子決済手段の発行に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 特定電子決済手段等取引契約に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 電子決済手段の取扱いに関する規則の新設
- ・ 電子決済手段信用取引に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る利用者の管理及び説明に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る受注管理体制の整備に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る不公正取引等の防止に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る電子決済手段関係情報の管理体制の整備に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係るシステムリスク管理に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る緊急時対応に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る情報の安全管理に関する規則・ガイドラインの新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る反社会的勢力との関係遮断に関する規則の新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る苦情処理及び紛争解決に関する規則の新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る苦情処理及び紛争解決に関する規則に関する細則の新設
- ・ 電子決済手段関連業務に係る従業員等のサービスに関する規則・ガイドラインの新設

#### ■ 金融商品取引法関連自主規制規則

- ・ 暗号資産等関連デリバティブ取引業に関する業務規程の一部改正

- ・デリバティブ関連取扱暗号等資産に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る受注管理体制の整備に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る不正取引等の防止に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る暗号等資産関係情報の管理体制の整備に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係るシステムリスク管理に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る情報の安全管理に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る反社会的勢力との関係遮断に関する規則の一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る事故の確認申請及び審査等に関する規則の一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る苦情処理及び紛争解決に関する規則の一部改正
- ・暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る従業員等のサービスに関する規則・ガイドラインの一部改正
- ・金融商品仲介業者に関する規則の一部改正
- ・外務員の登録等に関する規則の一部改正
- ・外務員の登録等に関する規則に関する細則の一部改正

### 3. 意見提出期間

2024年4月1日～2024年4月15日正午まで※

※. 外部団体等との調整を行うことから、14日間の開催といたします。